○関東地方整備局告示第七十二号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、昭和四十五年六月二十日付けで告示された建設省告示第九百五十一号を廃止する。

平成二十三年三月四日

関東地方整備局長　下保　修

○関東地方整備局告示第七十三号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川常陸利根川について、昭和四十四年六月十二日付けで告示された建設省告示第三千八十五号を廃止する。

平成二十三年三月四日

関東地方整備局長　下保　修

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市牧目字山王五九八番一から同市九日市字江添一二九番一まで	前	二〇・五〇～五五・〇〇メートル	〇・三七一キロメートル
	後	一九・五〇～二七・〇〇メートル	〇・三七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百十六号知多都市計画都市高速鉄道事業名古屋鉄道常滑線及び名古屋鉄道河和線

三　事業施行期間　自平成十三年九月二十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百十七号知多都市計画道路事業七・七・三百六号常滑線側道五号線

三　事業施行期間　自平成十三年九月二十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百十八号知多都市計画道路事業七・七・三百七号常滑線側道六号線

三　事業施行期間　自平成十三年九月二十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南あわじ市広田広田字堂ノ向三番一地先から同市中条広田字中山二一七八番一まで	前	八・六〇～六一・〇〇メートル	〇・七八八キロメートル
	後	一二・四〇～六一・〇〇メートル	〇・七八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	南あわじ市広田広田字堂ノ向三番一地先から同市中条広田字中山二一七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月四日

○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号及び百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
木津川市木津上戸四五番七から同市大字木津小字池田三六番五まで	前	九・六〇～一八・四〇メートル	〇・一四七キロメートル
	後	九・六〇～一八・四〇メートル	〇・一四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所